

令和 7 年 2 月 4 日
乳幼児教育・保育支援課

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 4 年 8 月に策定した「区立幼稚園集約化等計画」に基づく認定こども園世田谷区立多聞幼稚園での 3 年保育の開始に伴い、世田谷区立認定こども園保育料条例について、対象年齢を変更する。

2 主な改正内容

第 2 条第 1 項第 2 号中「4 歳」を「法第 19 条第 1 号に該当する者にあつては 3 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から小学校就学の始期に達するまでの者を、同条第 2 号に該当する者にあつては 4 歳」に改める。

3 改正案

別紙、新旧対照表のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月	第 1 回区議会定例会に提案
3 月	教育委員会定例会に「世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則」を提案
令和 7 年 4 月 1 日	条例及び規則施行

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立認定こども園保育料条例 平成27年12月 7 日条例第70号 改正 平成30年10月 1 日条例第68号 令和元年10月 1 日条例第39号 令和 3 年 6 月25日条例第44号 <u>令和 7 年 月 日条例第 号</u> 世田谷区立認定こども園保育料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号及び第28条第2項各号に規定する区が定める額のうち区立認定こども園に係るもの（以下「保育料」という。）、区立認定こども園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「延長保育料」という。）、給食費、区立認定こども園における教育課程に係る教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日であって、特定教育・保育のうち保育若しくは特別利用保育を提供する日に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立認定こども園 世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園であ	○世田谷区立認定こども園保育料条例 平成27年12月 7 日条例第70号 改正 平成30年10月 1 日条例第68号 令和元年10月 1 日条例第39号 令和 3 年 6 月25日条例第44号 世田谷区立認定こども園保育料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号及び第28条第2項各号に規定する区が定める額のうち区立認定こども園に係るもの（以下「保育料」という。）、区立認定こども園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「延長保育料」という。）、給食費、区立認定こども園における教育課程に係る教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日であって、特定教育・保育のうち保育若しくは特別利用保育を提供する日に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の利用に要する費用（以下「預かり保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立認定こども園 世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園であ

改正後	改正前
って、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、<u>法第19条第1号に該当する者にあつては3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者を、同条第2号に該当する者にあつては4歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</u>	って、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子どもであって、<u>4歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</u>
2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (保育料)	2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (保育料)
第3条 保育料の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）第3条に、特定教育・保育のうち保育に係るもの及び特別利用保育に係るものについては世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号。以下「区保育料条例」という。）別表第1に定めるとおりとする。 (延長保育料)	第3条 保育料の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）第3条に、特定教育・保育のうち保育に係るもの及び特別利用保育に係るものについては世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号。以下「区保育料条例」という。）別表第1に定めるとおりとする。 (延長保育料)
第4条 延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、世帯の所得の状況その他の事情に応じた延長保育料を世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に支払わなければならない。 2 延長保育料の額は、区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。 3 月の中途において延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の延長保育料は、これを1月として計算する。 (給食費)	第4条 延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、世帯の所得の状況その他の事情に応じた延長保育料を世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に支払わなければならない。 2 延長保育料の額は、区保育料条例別表第2に定めるとおりとする。 3 月の中途において延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の延長保育料は、これを1月として計算する。 (給食費)

改正後	改正前
第5条 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どものうち給食の提供を受ける教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、世帯の所得の状況その他の事情に応じた給食費を委員会に支払わなければならない。ただし、給食の提供を受けない月があった場合における当該月に係る給食費については、この限りでない。 2 給食費の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第1に、保育に係るもの及び特別利用保育に係るものについては区保育料条例第5条の2第2項に定めるとおりとする。 3 月の中途において入園し、又は退園した場合の給食費は、これを1月として計算する。 (多子世帯の給食費) 第6条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の給食費の額は、規則で定めるところによる。 (預かり保育料) 第7条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、利用日及び利用時間に応じた預かり保育料を委員会に支払わなければならない。 2 預かり保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。 (保育料等の額の決定等) 第8条 委員会は、保育料の額を決定し、又は延長保育料、給食費若しくは預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）の額を決定し、若しくは変更したときは、区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。 (減免) 第9条 委員会は、特別の理由があると認めたときは、規則で定める	第5条 区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どものうち給食の提供を受ける教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、世帯の所得の状況その他の事情に応じた給食費を委員会に支払わなければならない。ただし、給食の提供を受けない月があった場合における当該月に係る給食費については、この限りでない。 2 給食費の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第1に、保育に係るもの及び特別利用保育に係るものについては区保育料条例第5条の2第2項に定めるとおりとする。 3 月の中途において入園し、又は退園した場合の給食費は、これを1月として計算する。 (多子世帯の給食費) 第6条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の給食費の額は、規則で定めるところによる。 (預かり保育料) 第7条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、利用日及び利用時間に応じた預かり保育料を委員会に支払わなければならない。 2 預かり保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。 (保育料等の額の決定等) 第8条 委員会は、保育料の額を決定し、又は延長保育料、給食費若しくは預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）の額を決定し、若しくは変更したときは、区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。 (減免) 第9条 委員会は、特別の理由があると認めたときは、規則で定める

改正後	改正前
ところにより延長保育料等を減額し、又は免除することができる。 (納付期限)	ところにより延長保育料等を減額し、又は免除することができる。 (納付期限)
第10条 延長保育料及び給食費の納付期限は、毎月末日とする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。	第10条 延長保育料及び給食費の納付期限は、毎月末日とする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。
2 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。 (督促)	2 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。 (督促)
第11条 委員会は、区立認定こども園、延長保育又は預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに延長保育料等を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。	第11条 委員会は、区立認定こども園、延長保育又は預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに延長保育料等を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。
2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。 (還付)	2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。 (還付)
第12条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された延長保育料等の全部又は一部を還付することができる。 (委任)	第12条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された延長保育料等の全部又は一部を還付することができる。 (委任)
第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則 (施行日)	附 則 (施行日)
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条、第6条第2項、第7条、第8条及び別表の規定は、同年1月1日から施行する。 (世田谷区立幼稚園保育料条例の一部改正)	1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条、第6条第2項、第7条、第8条及び別表の規定は、同年1月1日から施行する。 (世田谷区立幼稚園保育料条例の一部改正)
2 世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「設置した幼稚園」の次に「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成	2 世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「設置した幼稚園」の次に「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成

改正後	改正前																												
18年法律第77号) 第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。)」を加え、同項第2号中「達する日」の次に「の翌日」を加える。 附 則 (平成30年10月1日条例第68号) この条例は、平成31年1月1日から施行する。 附 則 (令和元年10月1日条例第39号) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料 (第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)、延長保育料 (同条に規定する延長保育料をいう。以下同じ。)) 及び給食費について適用し、同月前の月分の保育料、延長保育料及び給食費については、なお従前の例による。 附 則 (令和3年6月25日条例第44号) 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の給食費について適用し、同月前の月分の給食費については、なお従前の例による。 <u>附 則 (令和7年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	18年法律第77号) 第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。)」を加え、同項第2号中「達する日」の次に「の翌日」を加える。 附 則 (平成30年10月1日条例第68号) この条例は、平成31年1月1日から施行する。 附 則 (令和元年10月1日条例第39号) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料 (第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。)) 及び給食費について適用し、同月前の月分の保育料、延長保育料及び給食費については、なお従前の例による。 附 則 (令和3年6月25日条例第44号) 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の給食費について適用し、同月前の月分の給食費については、なお従前の例による。																												
別表第1 (第5条関係)	別表第1 (第5条関係)																												
<table><tr><th colspan="2">世帯の階層区分</th><th rowspan="2">給食費の月額 (1人につき)</th></tr><tr><th>階層</th><th>定義</th></tr><tr><td>第1階層</td><td>生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯</td><td>0円</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>第3階層</td><td>第1階層を除き、所得割課税額が77,100</td><td>1,900円</td></tr></table>	世帯の階層区分		給食費の月額 (1人につき)	階層	定義	第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯	0円	第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)	1,900円	第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100	1,900円	<table><tr><th colspan="2">世帯の階層区分</th><th rowspan="2">給食費の月額 (1人につき)</th></tr><tr><th>階層</th><th>定義</th></tr><tr><td>第1階層</td><td>生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯</td><td>0円</td></tr><tr><td>第2階層</td><td>第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>第3階層</td><td>第1階層を除き、所得割課税額が77,100</td><td>1,900円</td></tr></table>	世帯の階層区分		給食費の月額 (1人につき)	階層	定義	第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯	0円	第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)	1,900円	第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100	1,900円
世帯の階層区分		給食費の月額 (1人につき)																											
階層	定義																												
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯	0円																											
第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)	1,900円																											
第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100	1,900円																											
世帯の階層区分		給食費の月額 (1人につき)																											
階層	定義																												
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯	0円																											
第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)	1,900円																											
第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100	1,900円																											

改正後

層	円以下である世帯		
第4階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円を超える世帯	4,700円	

備考

1

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

(2)

均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

2

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第4階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

3

4月から8月までの月分の給食費の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の給食費の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

4

当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

別表第2（第7条関係）

預かり保育の利用に係る区分			預かり保育料 の日額（1人
区分	利用日	利用時間	

改正前

層	円以下である世帯		
第4階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円を超える世帯	4,700円	

備考

1

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

(2)

均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

2

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第4階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

3

4月から8月までの月分の給食費の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の給食費の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

4

当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

別表第2（第7条関係）

預かり保育の利用に係る区分			預かり保育料 の日額（1人
区分	利用日	利用時間	

改正後					改正前				
				につき)				につき)	
A	教育活動を行う日	午前 7 時15分から午前 9 時まで	150円		A	教育活動を行う日	午前 7 時15分から午前 9 時まで	150円	
B		午後 2 時から午後 4 時30分まで	250円		B		午後 2 時から午後 4 時30分まで	250円	
C		午後 2 時から午後 6 時15分まで	400円		C		午後 2 時から午後 6 時15分まで	400円	
D	教育活動を行わない日	午前 7 時15分から午後 6 時15分まで	1, 200円		D	教育活動を行わない日	午前 7 時15分から午後 6 時15分まで	1, 200円	
E		午前 9 時から午後 5 時まで	1, 000円		E		午前 9 時から午後 5 時まで	1, 000円	
F		午前 7 時15分から午前11時30分まで	320円		F		午前 7 時15分から午前11時30分まで	320円	
G		午後 2 時から午後 6 時15分まで	370円		G		午後 2 時から午後 6 時15分まで	370円	
備考					備考				
1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。				
(1) 教育活動を行う日 世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年 3 月世田谷区教育委員会規則第 7 号）第 6 条の規定により編成された教育課程に係る教育時間を割り振られた日					(1) 教育活動を行う日 世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年 3 月世田谷区教育委員会規則第 7 号）第 6 条の規定により編成された教育課程に係る教育時間を割り振られた日				
(2) 教育活動を行わない日 教育活動を行う日以外の日であって、特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を提供する日					(2) 教育活動を行わない日 教育活動を行う日以外の日であって、特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を提供する日				
2 同一の日において、区分 A 及び B 又は A 及び C の利用時間において預かり保育を利用する場合の預かり保育料の日額は、各区分に該当する金額を合計した額とする。					2 同一の日において、区分 A 及び B 又は A 及び C の利用時間において預かり保育を利用する場合の預かり保育料の日額は、各区分に該当する金額を合計した額とする。				